

日系四世と日系四世受入れサポーターのマッチングに関する出入国在留管理庁と公益財団法人海外日系人協会との間の個人情報の提供及び保護等に関する確認書

入管庁管第1441号  
海日協第011号  
令和3年4月1日

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 本針 和幸

公益財団法人海外日系人協会事務局長 西脇 祐平

「日系四世の更なる受入制度」（以下「本制度」という。）における日系四世と日系四世受入れサポーターとのマッチング（以下「マッチング」という。）に係る情報提供及び情報管理等に関し、出入国在留管理庁と公益財団法人海外日系人協会（以下「協会」という。）との間で、下記のとおり取り決めることを確認する。

記

1 出入国在留管理庁が行う事項

(1) リストの提供

出入国在留管理庁は、協会に対し、本制度により入国・在留しようとする日系四世が本邦において本制度の趣旨に沿った環境の下で活動することができるよう、マッチングに関して必要な日系四世受入れサポーターになることを希望する者の承諾書（以下「承諾書」という。）を協会に提供する。

(2) 提供方法・頻度

出入国在留管理庁は、承諾書を受け取った場合には、その都度、別紙の様式により、メールで、承諾書を協会に提供する。

2 協会が行う事項

(1) 情報の管理

協会は、出入国在留管理庁から送付された情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び協会が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、適正に取り扱う。

(2) 情報の利用範囲

協会は、出入国在留管理庁から提供を受けた情報を利用するに当たり、本制度により入国・在留しようとする外国人が本制度の趣旨に沿った支援を受け、又は日系四世受入れサポーターが本制度の趣旨に沿った支援を行うことができるよう支援することのみを目的として利用し、それ以外の目的で利用、又は、他者への提供は行

わない。

### (3) 問題発生時の報告

出入国在留管理庁から提供を受けた承諾書に係る個人情報の流出等，出入国在留管理庁から提供を受けた情報の適正な管理に関して問題が発生した場合，出入国在留管理庁に直ちに報告する。

### (4) 情報の廃棄

協会が日系四世及び日系四世受入れサポーターとのマッチングを行わなくなった場合は，出入国在留管理庁から提供を受けた承諾書に係る情報を速やかかつ確実に廃棄し，その旨を出入国在留管理庁に遅滞なく報告する。

## 3 マッチングの実施に関する事項

### (1) マッチングの業務従事者に対する制度趣旨等の徹底

協会がマッチングの業務を行うに当たっては，本制度の趣旨及び日系四世受入れサポーターの意義のほか，日系四世の出身国の習慣，国情，宗教など，適正なマッチングを行うに当たり必要となる情報を十分に理解する者を充てることとする。

協会は，マッチングの業務に従事する者に対し，当該業務への従事に先立ち，あらかじめ，本制度の趣旨及び日系四世受入れサポーターの意義について必要な説明を行うものとする。

### (2) マッチングに関するトラブルへの対応

協会がマッチングに関する業務を実施する中で，関係者との間でトラブルが生じた場合は，誠実かつ丁寧に対応する。

協会は，関係者との間で発生した全てのトラブルについて，速やかに出入国在留管理庁と事案を共有する。

また，協会限りでの対応が困難と考える運用上のトラブルが生じた場合は，協会及び出入国在留管理庁の双方が協力しながら，運用の見直しを含め，同様のトラブルの再発防止に努めるものとする。

## 4 定期的意見交換の実施

マッチングの実施状況に関する情報共有を通じて，マッチングの業務の運用改善を図るため，協会及び出入国在留管理庁は定期的に意見交換の機会を設けることとする。

## 5 本確認書の有効期間

本確認書の有効期間は令和4年3月末日までとする。ただし，上記2（3）についてはこの限りでない。

また，上記2（4）については，同項の報告がされるまでを有効期間とする。

## 6 その他

本確認書に定めのない事態が生じ，出入国在留管理庁と協会とで対応等について調整する必要が生じた場合は，出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長と公益財団法人海外日系人協会事務局長が，その都度協議の上，決定することとする。

以上